

「第5次南島原市行政改革大綱（素案）」への意見募集結果

1. 意見募集期間

令和8年1月5日(月) ～ 令和8年2月3日(火)

2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 1件
- 2) 意見件数 21件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	2
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	0
C	既に記載済み・対応済みのもの	0
D	反映が困難なもの	12
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	7

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

計画（案） の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
p.1～p.6 の 図表および その説明	図表は貼り付けてあるものの、本文中に図表の説明が無く分かりにくい資料です。また、図表の番号もありません。 説明が分かりにくい事例をいくつか指摘しておきます。	まずもって、行政改革大綱は、行政改革の必要性と、そのための大まかな方向性を記載したもので、行政改革大綱の実施計画である「集中改革プラン」に具体的な取組内容を記載することとしているため、大綱には大枠を記載しています。 この前提で、ご指摘に対して下記のとおり市の考え方をお示しします。なお、大綱2～6ページまでは、現状を述べる文章のあとに証拠となる図表を掲載する流れとして作成しています。	

計画（案） の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
	①p.4の第2行の「財政指標はこの数年間悪化しておらず」は文章中でデータが説明されていません。 EBPM(Evidence-Based Policy Making)を推進しておられるのであれば、先にデータ(図表)を説明して、そのデータから導かれたことを結論として書くべきです。	財政指標がこの数年悪化していない理由として、「県内13市財政指標比較表」で本市が比較的上位にあり、かつ各種財政指標の推移の表中の「財政力指数」「経常収支比率」「実質公債費比率」が、ここ数年横ばいであることによって確認できるものと考えております。	E
	②p.5の7行目の「社会インフラ等の老朽化」は財政を考える上で必要な項目としてあげられていますが、どのようなインフラがあって、その老朽化の度合いなどのデータ(図表)が無く、どれくらいの規模なのか分かりません。	「◆性質別歳出決算の状況」の次に、令和4年3月に改訂した「南島原市公共施設等総合管理計画」27ページに掲載している図を「◆公共施設年度別整備延床面積(令和3年度時点)」として掲載するとともに、大綱5ページ本文中「社会インフラ等の老朽化に伴う設備更新など」を「合併後に旧町から引き継いだ多くの公共施設等(資産)の老朽化に伴う設備更新など」に修正します。	A
	③p.6の上部の「市民一人あたりの資産額と負債額の関係」の図について、この図に関する説明を本文中で見つけることが出来ませんでした。この資料に必要な図なのであれば説明を必ず付けてください。	上記本文の修正により、6ページの「市民一人あたりの資産額と負債額の関係」を関連付けました。 ここで、県内の他市と比較した場合、負債額は比較的少ないが資産は多い部類に位置するため、公共施設等の資産を減らす取組が必要と読み取れると思います。	E
	④p.6の下部の図にはキャプションが無く、左右の軸にはラベルと単位が書かれていません。	タイトルとして「◆南島原市の将来人口推計」を追加し、単位表示を追加します。	A
	図表のキャプションは表の場合には表の上に、図の場合には図の下に付けるのが一般的です。図表のキャプションはそれに従って付けるのが良いと思います。	本大綱を日本工業規格に定める文章の記載方法に基づき、計画を策定しなければならないわけでは ありません。 A4縦用紙に横書きの文章を作成する際に図や表のタイトルを左	E

計画（案） の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
	(参考：JIS X 4051 「日本語文書の組版方法」)	<p>上に付けることで、左上から一行ずつ順を追って読み進めることができます。</p> <p>本計画はそのような意図をもって本大綱を作成しています。</p> <p>なお一部タイトルが抜けていたので④の意見に対する市の考え方の欄で対応します。</p>	
p.7の(2)推進体制について	<p>組織名称だけから判断すると「行政改革推進委員会」は「行政改革推進本部」の下位に位置すると思うのですが、行政改革の進捗状況を行政改革推進委員会に報告するのは誰なのでしょう？</p> <p>文章は行政改革推進本部から行政改革推進委員会に対して報告するように読めるのですが、上位組織から下位組織への報告はおかしいため、委員会の下に作業班などのさらに下位の組織があって、そこが委員会に対して報告するというのでしょうか？</p> <p>組織の体系図と役割・人員構成を示してください。</p>	<p>「行政改革推進委員会」は市長の諮問機関で、行政改革推進本部の上位や下位に位置づけていません。</p> <p>行政改革の推進状況を行政改革推進委員会に報告するのは、行政改革推進本部長である市長が行います。</p> <p>図示するほどの事ではありませんので、記載はしないこととします。</p> <p>行政改革推進委員会と行政改革推進本部の役割などは、市ホームページから例規集をご覧ください。</p>	E
	<p>行政改革の進捗状況を行政改革推進委員会に報告するとともに、ホームページ等で公表されることは非常に良いことだと思います。</p> <p>進捗状況を報告されるということは、それに関連する実施計画や各組織の議事録なども公表されるということでしょうか？</p>	<p>行政改革大綱の実実施計画として、「集中改革プラン」を行政改革推進本部で策定しますが、各取組の進捗状況を、行政改革推進委員会に毎年報告し、改善点などの意見をいただいています。</p> <p>集中改革プランは、行政改革大綱とともに市のホームページのカテゴリ「市政情報」→「市の財政・行政」→「行政改革」の「行政改革とは」に記載しています。また毎年度の進捗状況は、「行政改革推進委員会」のページに、委員会に提出した資料と会議録を記載しています。</p>	E

計画（案） の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
p.8 の(1)財政 の健全化に ついて	<p>財政健全化の取組として「補助金等の見直し」が挙げられていますが、見直しを行うにはその前に各補助金が有効であったかの評価が必要であるため「補助金等の有効性評価とその結果に基づいた見直し」に修正してください。</p> <p>また、評価結果が市民の感覚に合致したものか検証する必要があります。各補助金等の費用と成果報告、及び評価結果の一覧を意見募集（パブリックコメント）で公開してください。</p>	<p>補助金等の見直しについては、令和5年10月に策定した「補助金等の適正化に向けた基本方針」に基づいて見直しを進めているところです。この中で補助金等の評価基準を設定し、それに基づき客観的な評価を行うこととしています。</p> <p>「補助金等の見直し」の中に、既に評価に基づく見直しの意図を含んでおり、また「補助金等の有効性評価とその結果に基づいた見直し」はタイトルとして長いことから、現状のままとします。</p> <p>なお、各補助金等の現状については、市ホームページのカテゴリ「市政情報」→「市の財政・行政」→「行政改革」の「補助金等の適正化」に補助金等調書として掲載しています。</p> <p>また、補助金等の評価については、原則3年毎に順次見直すこととしており、その結果は、市ホームページの「市政情報」→「市の財政・行政」→「政策評価」に掲載しています。</p> <p>なお、政策評価による評価結果については市民意見募集手続要項第3条に該当しないと扱っているため、意見等がある場合は各補助金等の所管課にお問い合わせください。</p>	D
p.8 の(2)公共 施設等の適 正規模・適 正配置につ いて	<p>「地域住民や利用者の理解を得ながら、・・・、各種公共施設の統廃合を進めます」とありますが、地域住民や利用者の意見をどのように集め整理するのかを具体的に記載していただきたい。また、整理した結果をもう一度地域住民や利用者に戻して了解を得ないと「理解を得た」</p>	<p>公共施設等の性質により、地域住民や利用者からの意見聴取の方法は様々です。行政改革の基本的な方向性を記載している行政改革大綱に、具体的な意見聴取と整理の方法を載せることは適切ではないと考えております。</p>	D

計画（案） の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
	<p>ということにはなりません。どのように理解を得ながら進めて行くのかについても具体的に記載してください。</p>		
<p>p.8 の(3)自主財源の確保について</p>	<p>自主財源確保の取組として「不要となった土地・建物の処分」が挙げられていますが、国土保全のため購入者は日本人に限定してください。また、購入者から外国人に転売されることを禁止するため契約書に転売禁止の条件を付けてください。</p>	<p>土地・建物の取得に関して日本人に限定する法律が現時点で無いため、法律以上の規制を行う地方自治体の条例制定や計画策定は適切ではないと考えております。</p>	D
	<p>特定の業者に安価に売却するなどといった不正がおこらないようにするための対策を行ってください。</p>	<p>市の土地の売却にあたっては、南島原市財産規則に沿った取り扱いを行っており、また、処分の方法等も公有財産活用評定委員会によって審議された結果に基づいて行っております。</p> <p>今後も不正等が行われないよう、慎重な取り扱いを行っているとあります。</p>	E
<p>p.10 の(1)行政手続きの利用者目線による利便性向上の取組について</p>	<p>「アナログ規制の点検・見直し」とありますが、「アナログ規制」の説明が無く分かりません。また、「点検・見直し」は何を点検するのか、何を見直すのかが分からないので具体的に書いてください。</p> <p>デジタル庁から言われたことをそのまま書いているようにしか見えませんが、デジタル庁が言うところの「アナログ規制」は「人の目による確認、現地・対面での対応、公的証明書等の書面での掲示」などであり不正防止には有効なものばかりです。これらを見直すということは不正を行いやすくなるか、個人</p>	<p>行政改革大綱は、本市の行政改革の方向性や骨組みを記載したものですので、個別具体的な方法や費用対効果等の詳細は、行政改革大綱の実施計画である「集中改革プラン」に記載することとしています。</p> <p>DXに関する部分については、南島原市DX推進アクションプランに詳しく記載する予定としていますので、そちらをご覧ください。</p>	D

計画（案） の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
	<p>情報をデジタルデータとして国や自治体に完全に掌握・管理されてしまうかということになるので、デジタル庁が言うところの「アナログ規制」なのであれば、アナログ規制は残すべきと思います。</p>		
	<p>「押印申請の見直し」とありますが、これは「押印を廃止して自署を必須にする」ということでしょうか？ 押印を単に廃止するだけだと本人確認が出来ないので、「見直し」という曖昧な表現ではなく具体的に書いてください。</p> <p>令和6年3月発行の南島原市DX推進アクションプラン第2版56ページのアクションプラン「押印申請の見直し」を見ると、令和4年末時点で目標値80%実施に対して実績値55%、令和5年末の目標値は100%実施となっているのですが、これが出来ていなかったということでしょうか？</p>	<p>行政改革大綱は、本市の行政改革の方向性や骨組みを記載したものですので、個別具体的な方法や費用対効果等の詳細は、行政改革大綱の実施計画である「集中改革プラン」に記載することとしています。</p> <p>押印申請の見直しの実績に関しては、市ホームページのカテゴリ「市政情報」→「市の財政・行政」→「行政改革」の行政改革委員会のページ内、令和7年度第2回行政改革推進委員会の結果の記事に令和6年度末時点の実績を記載していますので、ご確認ください。</p>	D
	<p>「コンビニ交付の導入」について、利用者は限定的だと思われるため、基本項目1の財政基盤確立の観点からも費用対効果でメリットが無ければ実施する必要は無いと思います。コンビニ交付の想定利用者数と導入に必要な費用くらいの情報は記載してください。</p>	<p>行政改革大綱は、本市の行政改革の方向性や骨組みを記載したものですので、個別具体的な方法や費用対効果等の詳細は、行政改革大綱の実施計画である「集中改革プラン」に記載することとしています。</p> <p>なお、令和7年10月時点で、全国の自治体の約8割がコンビニ交付を導入しており、長崎県内では本市を含め7自治体が入力していません。</p> <p>現在、導入費用や利用者数の見込み、導入自治体における導入後</p>	D

計画（案） の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
	<p>「多様なオンラインサービスの導入推進」は無駄なシステム開発をしないよう必要なサービスのみに限定してください。導入するサービスの一覧くらいの情報は記載してください。</p>	<p>の利用状況や運営コスト等の情報収集を行いながら、本市でのコンビニ交付の導入について慎重に検討を進めているところです。</p> <p>行政改革大綱は、本市の行政改革の方向性や骨組みを記載したものですので、個別具体的な方法や費用対効果等の詳細は、行政改革大綱の実施計画である「集中改革プラン」に記載することとしています。</p> <p>なお、本市では県及び県下市町で共同調達した汎用的電子申請システムの活用をはじめ、国が提供するマイナポータルの「ぴったりサービス」、市の公式 LINE を活用した電子申請サービスも併せて導入することで、市民の利便性向上を図っているところです。これらオンラインサービスの運用に際しては、市民の皆様の使いやすさを重視し、必要なサービスに限定する形で効率的な行政運営を進めることとしております。</p>	D
p.10 の(2)行政事務の効率化の取組について	<p>「業務効率化ツールの活用」とありますが、目的はツールの活用ではなく、業務をどのように改善するかですから取組内容は「・・・業務の改善（改善内容は具体的に）」のように書くべきではないですか。業務効率化ツールの使用は業務改善の手段でしかなく、業務改善の内容に応じて必要なツールを選択すればよいだけです。</p>	<p>行政改革大綱は、本市の行政改革の方向性や骨組みを記載したものですので、個別具体的な方法や費用対効果等の詳細は、行政改革大綱の実施計画である「集中改革プラン」に記載することとしています。</p> <p>改善を要する業務内容が多岐にわたるため、改善の手段として業務効率化ツールを逐次活用することを取組内容としています。</p>	D
	<p>「庁内会議の効率化」とありますが、「効率化」は何をもって実施しますか？ 出席者の選別、会議の時間制限、資料削減、テレビ会議など、</p>	<p>行政改革大綱は、本市の行政改革の方向性や骨組みを記載したものですので、個別具体的な方法や費用対効果等の詳細は、行政改革大綱の実施計画である「集中改革</p>	D

計画（案） の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
	<p>何をしたいのかが分からないので具体的に書いてください。</p>	<p>プラン」に記載することとしています。</p> <p>なお、庁内会議の効率化の具体的な手段は、今後の技術の進歩と新製品の登場で容易に変わることがあるため、大綱には具体的な記載はしないこととしております。</p> <p>詳細は南島原市DX推進アクションプランに記載することとしておりますが、会議のペーパーレス化による紙資料の削減による準備作業の軽減や、オンライン会議の推進によって物理的な移動を抑えて会議出席者の拘束時間を短くするなど、これまで進めてきた会議の内容に応じた効率化を今後も進めることとしております。</p>	
	<p>「EBPM の実践」は非常に良いことです。この資料もEBPM に則ってエビデンスを示すようにしてください。</p>	<p>行政改革大綱は、行政改革の必要性と、行政改革を進めるための方向性や骨組みを記載したものですので、個別具体的な方法や費用対効果等の詳細は記載しないこととしています。本大綱に掲げる行政改革の方向性や骨組みは、財政状況や人口の動態等の記載しているデータ等の他にも、毎年度の決算の状況や、公共施設等総合管理計画に記載されている施設の状況など、本市が公表している各種データをはじめ、市で利用可能な内部資料や国や県の動向などを元に検討した内容です。用いたデータを全て計画等に記載することは紙面の都合で現実的ではなく、市の政策決定の過程で用いたデータを全て公表しなければならないと定められているわけではないため、代表的なものの記載にとどめています。</p>	E
p.11 の(1)効率的で将来	<p>取組として書いてあることは全て曖昧な表現ばかりで</p>	<p>行政改革大綱は、行政改革の必要性と、行政改革を進めるための</p>	D

計画（案） の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
を見越した 組織・体制の 構築の取組 について	<p>取組内容を具体化出来ていません。見出しの表現としては良いかもしれませんが、普通はこれに詳細内容の説明を付けるのでは？</p> <p>「定員適正化計画の推進」は、いつ迄に何を推進するのか</p> <p>「行政組織機構の再編」は、どう再編するのか</p> <p>「地域拠点施設の整備」は、何をどう整備するのか</p> <p>「小中学校の適正規模・適正配置の検討」は、「適正規模」「適正配置」の内容を具体的に</p>	<p>方向性や骨組みを記載したものですので、個別具体的な方法や費用対効果等の詳細は、行政改革大綱の実施計画である「集中改革プラン」に記載することとしています。</p>	
p.11 の(2)職 員力の向上の DX 関連部分 について	<p>DX とは「データとデジタル技術を活用して、業務そのものや組織、プロセス、等を変革して、競争上の優位性を確立する」という考え方であり、企業や自治体毎に実施内容は異なり、同じ自治体内にも複数の DX が存在することになります。DX の話をするのであれば、個々の DX 毎にターゲットを決めて整理が必要なのではないでしょうか？</p> <p>取組として「DX 人材の育成」とありますが、具体的に何をするのでしょうか？</p>	<p>行政改革大綱は、行政改革の必要性和、行政改革を進めるための大まかな方向性・骨組みを記載したものですので、個別具体的な方法や費用対効果等の詳細は、行政改革大綱の実施計画である「集中改革プラン」に記載することとしています。</p> <p>なお、本市では市内に「南島原市DX推進本部」を設置し、各施策の総合調整を行うとともに、必要に応じて職員で構成されるプロジェクトチームを設け、業務効率化や課題解決に向けた調査研究を進めております。個々のDX施策のターゲットを設定し、事業目的や期待される効果を整理・共有することで、DX人材の育成に取り組んでいるところです。</p>	D
資料全体に ついて	<p>いろいろと指摘させていただきましたが、資料が十分に検討されているものには思えず、意見募集（パブリックコメント）を実施するには不完全だと思います。資料を修</p>	<p>行政改革大綱は、行政改革の必要性和、行政改革を進めるための大まかな方向性・骨組みを記載したもので、個別具体的な方法や費用対効果等の詳細は記載しないこととしています。</p>	D

計画（案） の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
	<p>正してもう一度意見募集を実施されることを希望します。</p>	<p>また、財政状況や人口の動態等の現行の大綱案に記載しているデータの他に、毎年度の決算の状況や、公共施設等総合管理計画に記載されている施設の状況など、本市が公表している各種データをはじめ、市で利用可能な内部資料や国や県の動向などを用いていますが、用いたデータを全て計画等に記載することは紙面の都合などもありますので現実的ではないと考えております。このため、現行の大綱案に記載の代表的なデータのみの記載に留めているところです。</p> <p>なお、同一の計画等で複数回の市民意見募集を行うことに制度上の制限はありませんが、今回の意見募集により一定の意見をいただいております。また、民間の委員で構成される審議会の意見を聴取しながら策定を進めていますので、再度の意見募集は行わないこととしております。</p>	